

## ふれあいクリニック指定訪問（介護予防）リハビリテーション運営規定

### （事業の目的）

第1条 ふれあいクリニックが実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「指定訪問リハビリテーション」という）の事業の適切な運営を確保するための人員及び管理規定に関する事項について定め、理学療法士、作業療法士が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態または要支援状態（以下「要介護者」という）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学（作業）療法の必要なリハビリテーションを行なう事を目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーション従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### （名称及び所在地）

第3条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名 称 ふれあいクリニック
- （2） 所在地 熊本県荒尾市川登 1761 番地 24

### （従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 指定訪問リハビリテーション従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 1 名 （兼務）  
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） サービス提供責任者 1 名 （兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問リハビリテーション利用の申し込みに係る調整、訪問リハビリテーションの要員等に対する技術指導、訪問リハビリテーションの策定などを行う。
- （3） 理学(作業)療法士 1 名以上 （常勤）  
理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- （1） 営業日 月曜から金曜日  
12 月 30 日～1 月 3 日までを除く。
  - （2） 営業時間 8 時 15 分から 17 時 15 分
  - （3） 電話により 24 時間常時連絡可能な体制とする。
- ・午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までは、訪問リハビリテーション担当相談員及び、専従する従事者により対応する
  - ・午後 5 時 15 分から午前 8 時 15 分までは、ふれあいクリニックの病棟の職員により対応する。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

心身機能評価、訓練

生活、社会活動評価、訓練

- 2 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本動作能力又は応用動作能力、社会適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 荒尾市・南関町・長洲町・玉名市の一部(岱明町)

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬に各利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外は介護報酬告示の額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する(片道×2)。タクシー利用の場合は、その実費額とする。

・通常の事業実施地域を越えた地点から、走行概ね 1 kmにつき 20 円

- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の署名押印を受ける。

(サービスにあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(緊急時の対応)

第10条 訪問リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(記録の整備)

第12条 従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(衛生管理)

第13条 訪問リハビリテーション人員の清潔保持、及び健康状態について、就職時の健康チェック、年1回の定期健康診断、又、随時の健康チェックを行うものとする。

- 2 訪問リハビリテーションの設備及び備品等について、衛生的に管理するものとする。
- 3 手指洗浄のための設備、感染症予防に必要な設備に配慮するものとする。

(その他に関する留意事項)

第14条 従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 荒尾クリニックが定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策について)

第16条 適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(附則)

この規定は、令和6年10月23日から施行する。